

芦屋市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>○<u>芦屋市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>教育長の勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>○芦屋市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例</p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項の規定に基づき、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(給与)</p> <p>第2条 教育長に支給する給与は、給料、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>2 <u>給料及び地域手当の額は、次のとおりとする。</u></p> <p>給料月額 614,000円</p> <p>地域手当 給料月額に100分の10を乗じて得た額</p> <p>3 <u>通勤手当の支給については、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年芦屋市条例第11号。以下「一般職の給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「他の一般職の職員」という。)の例による。</u></p> <p>4 <u>教育長が、6月1日及び12月1日(以下この条において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するときは、期末手当を一般職の給与条例に規定する期末手当の支給日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法(昭和25年法律第</u></p>

改正案	現 行										
	<p>261号) 第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した場合においても同様とする。</p> <p>5 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料及び地域手当の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の197.5、12月に支給する場合においては100分の212.5を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1128 699 1998 938"> <thead> <tr> <th data-bbox="1128 699 1592 746">在職期間</th> <th data-bbox="1597 699 1998 746">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1128 750 1592 794">6月</td> <td data-bbox="1597 750 1998 794">100分の100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 794 1592 839">5月以上6月未満</td> <td data-bbox="1597 794 1998 839">100分の80</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 839 1592 884">3月以上5月未満</td> <td data-bbox="1597 839 1998 884">100分の60</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 884 1592 928">3月未満</td> <td data-bbox="1597 884 1998 928">100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 一般職の給与条例第22条の2及び第22条の3の規定は、教育長の期末手当の支給について準用する。この場合において、一般職の給与条例第22条の3中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。</p> <p>7 給与の支給方法については、前各項に規定するものを除き、他の一般職の職員の例による。</p> <p>(退職手当の額及び支給方法等)</p> <p>第2条の2 退職手当は、教育長が退職した場合に、その者（死亡により退職した場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合										
6月	100分の100										
5月以上6月未満	100分の80										
3月以上5月未満	100分の60										
3月未満	100分の30										

改正案	現 行
<p>(勤務時間その他の勤務条件)</p> <p>第2条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、<u>芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年芦屋市条例第26号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。</u></p> <p><u>（職務に専念する義務の免除）</u></p> <p>第3条 <u>教育長の職務に専念する義務の免除については、芦屋市職員の</u></p>	<p><u>職月数を乗じた額に、100分の20を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 <u>前項の在職月数は、教育長となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数（その数が48月を超えるときは、48月とする。）による。</u></p> <p>4 <u>教育長の退職手当の支給は、任期ごとに行なう。</u></p> <p>5 <u>芦屋市職員の退職手当に関する条例（昭和30年芦屋市条例第1号）第13条から第18条までの規定は、教育長の退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当管理機関」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>（旅費）</u></p> <p>第3条 <u>教育長が公務のため旅行するときは、旅費を支給する。</u></p> <p>2 <u>教育長の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食事料とし、その額は、芦屋市職員等の旅費に関する条例（昭和41年芦屋市条例第17号）別表第1級別1級の者に支給する額に相当する額とする。</u></p> <p>3 <u>前項の旅費の支給方法については、他の一般職の職員の旅費の支給方法の例による。</u></p> <p>(勤務時間その他の勤務条件)</p> <p>第4条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、<u>他の一般職の職員の例による。</u></p>

改正案	現 行
<u>職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年芦屋市条例第13号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。</u>	